

生活道路における自動車の法定速度の引き下げられます！！

令和8年9月1日から中央線等がない道路における自動車の法定速度は、30 km/h となります。

「中央線等がない道路の法定速度は30 km/h」を意識し、思いやりのある運転を心がけましょう。
また、すべての道路の法定速度が30 km/h になるわけではありません。

生活道路における自動車の法定速度が引き下げられます！！

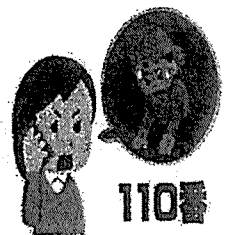
※この図は「生活道路」として、主に住宅地や商業地等に適用されます。中央線等がある道路は、法定速度が40 km/h または50 km/h となります。

令和8年9月1日
改正道路交通法施行令施行

60 km/h → 30 km/h

新琴似

北 警 察 署
011-727-0110
新 琴 似 交 番
011-761-4567
新 琴 似 西 交 番
011-763-1101



山登りの際は携帯電話を持って行くようにしましょう！



困ったときは警察を！～緊急通報は110番、相談は専用電話「#9110」に！